

# 地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の 計画書提出期限を延長しました

事業主が熊本県内において事業所の設置・整備、雇入れを行った場合に適用される「地域雇用開発助成金(熊本地震特例)」について、**特例を受けるために必要な計画書の提出期限を平成32年(2020年)3月31日まで延長しました。**

助成対象となる費用の範囲や支給額は下記の通りですので、**事業主の皆様は、積極的にご利用ください。**

## 【地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の対象範囲と支給額】

### ① 対象となる設置・整備費用の範囲

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	熊本地震特例
○雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費	○雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費 ○熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費

### ② 支給額

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)					熊本地震特例				
設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)				設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)			
	3(2)~4	5~9	10~19	20以上		3(2)~4	5~9	10~19	20以上
300以上 1,000未満	48、60 (50)	76、96 (80)	143、180 (150)	285、360 (300)	300以上 1,000未満	<b>50万円</b>	<b>80万円</b>	<b>150万円</b>	<b>300万円</b>
1,000以上 3,000未満	57、72 (60)	95、120 (100)	190、240 (200)	380、480 (400)	1,000以上 3,000未満	<b>60万円</b>	<b>100万円</b>	<b>200万円</b>	<b>400万円</b>
3,000以上 5,000未満	86、108 (90)	143、180 (150)	285、360 (300)	570、720 (600)	3,000以上 5,000未満	<b>90万円</b>	<b>150万円</b>	<b>300万円</b>	<b>600万円</b>
5,000以上	114、144 (120)	190、240 (200)	380、480 (400)	760、960 (800)	5,000以上	<b>120万円</b>	<b>200万円</b>	<b>400万円</b>	<b>800万円</b>

※ 生産性の向上が認められない場合は左側の、認められる場合は右側の額を支給  
※ ( ) 内は創業の場合で、初回支給時に倍額を支給

※ ( ) 内は創業の場合

裏面に、地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の概要をまとめていますので、ご参照ください。

# 地域雇用開発助成金（熊本地震特例）のご案内

## 制度概要

事業主が、（１）熊本県内において事業所の設置・整備を行い、（２）熊本県内の求職者等を雇い入れた場合に、（１）に要した費用と（２）の雇入れ人数に応じた地域雇用開発助成金を、１年ごとに最大３回支給します。

## 主な支給要件

①	熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
②	<b>平成32年（2020年）3月31日まで</b> に計画書を提出すること ※ 計画書を提出する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18か月です。
③	以下の者を雇い入れること ハローワーク等の紹介により雇い入れた労働者であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者 ※ 対象労働者の要件があります。
④	事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること ※ 修理・修繕費も対象となります。
⑤	事業所の被保険者数が増加していること ※ 計画書を提出する日の前日と完了日と比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
⑥	労働関係法令を遵守していること

## 支給額（1回の支給額）

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、熊本労働局長へ完了届（支給申請書）を提出してください。1回の申請につき、以下の金額が支給されます（1年ごとに最大3回）。

（ ）内は創業の場合のみ適用

設置・整備費用	対象労働者の増加数			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	<b>50万円</b>	<b>80万円</b>	<b>150万円</b>	<b>300万円</b>
1,000万円以上3,000万円未満	<b>60万円</b>	<b>100万円</b>	<b>200万円</b>	<b>400万円</b>
3,000万円以上5,000万円未満	<b>90万円</b>	<b>150万円</b>	<b>300万円</b>	<b>600万円</b>
5,000万円以上	<b>120万円</b>	<b>200万円</b>	<b>400万円</b>	<b>800万円</b>

### ○ 大規模雇用開発計画に係る特別措置

対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備費用が50億円以上で大規模雇用開発計画を提出した事業主については、支給要件に応じて0.95億円～2.4億円の助成

その他、ご不明な点がございましたら、熊本労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。